

国際貸切貨物運送約款

Effective from May 19th, 2026

2026年05月19日発効

ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.

全日本空輸株式会社

目 次

	頁
第 1 条 定 義	1
第 2 条 約款の適用	3
(A) 総 則	
(B) 適 用	
(C) 無償運送	
(D) 約款又は会社規則の変更	
(E) 適用約款	
第 3 条 貸切契約	3
第 4 条 運航経路及び航空機の変更	3
(A) 運航経路の選択	
(B) 航空機の変更	
第 5 条 航空便のスケジュール、延着、取消及び責任	4
(A) スケジュール	
(B) 取消	
第 6 条 許容搭載量	4
(A) 法令の遵守	
(B) 立替払及び税関手続	
(C) 運送中の貨物に対する運送人の権利	
(D) スケジュール、経路及び取消	
第 7 条 航空機の特性	5
第 8 条 乗務員の権限	5
第 9 条 用機者による虚偽申告その他の違反	5
第 10 条 用機者による手配	5
第 11 条 品目明細書	6
第 12 条 貸切料金	6
第 13 条 附隨の業務及び料金	6
第 14 条 適用貸切料金その他の料金	7
(A) 総則	
(B) 適用貸切料金その他の料金	
(C) 支払	

第 15 条 手数料及び免責	7
(A) 手数料	
(B) 免責	
第 16 条 法令違反条項	8
(A) 払戻額	
(B) 通貨	
(C) 払戻手続	
(D) 払戻を受ける者	
第 17 条 航空運送状の作成	9
(A) 荷送人による準備	
(B) 貨物の状況及び外見	
(C) 準備、補完又は訂正	
(D) 記入内容に関する責任	
(E) 変造	
第 18 条 貨物料金の支払	9
(A) 料金全額の支払	
(B) 未払料金に対する保証	
(C) 料金の基礎	
(D) 立替払手数料	
第 19 条 貨物の運送引受	10
(A) 価額制限	
(B) 貨物の荷造及び荷印	
(C) 引受可能貨物	
(D) 条件付引受貨物	
(E) 特殊貨物に関する条件の違反に対する責任	
(F) 貨物の検査	
(G) パレット・コンテナ等	
第 20 条 運送中の貨物	12
(A) 料金全額の支払	
(B) 未払料金に対する保証	
(C) 料金の基礎	
(D) 立替払手数料	
第 21 条 荷送人の貨物処分権	13
(A) 処分権の行使	

- (B) 荷送人の選択権
- (C) 費用の支払料金の基礎
- (D) 会社の履行不能
- (E) 荷送人の権利の範囲

第 22 条 引渡 14

- (A) 荷受人に対する引渡
- (B) 到達通知
- (C) 荷受人による受取拒絶
- (D) 引渡場所
- (E) 変敗物の処分

第 23 条 貨物添乗者 15

第 24 条 出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送 15

第 25 条 ターミナル・サービス料金 15

第 26 条 適用法令等 16

- (A) 条約
- (B) 適用法例等
- (C) 予定寄航地

第 27 条 (貨物に対する責任制限) 16

- (A) 価額の申告
- (B) 責任の制限
- (C) 挙証責任
- (D) 責任限度額
- (E) その他の責任制限

第 28 条 使用人に対する適用 17

第 29 条 損害賠償請求期限及び出訴期限 18

- (A) 損害賠償請求期限
- (B) 出訴期限

第 30 条 法令違反条項 18

第 31 条 改訂及び権利放棄 18

附則 18

第 1 条 適用期日

国際運送約款（貨物）

おことわり： 日本語による国際運送約款は、顧客の参考のためのものであり、英文によるものが正文となっておりますので、ご注意ください。

第1条（定義）

「事前のとりきめ」とは、貨物の差出に先立って、用機者又は荷送人と会社との間でなされる特別の手配をいいます。

「使用人」とは、会社の役員、被用者、代理人、請負人等の履行補助者をいいます。

「予定寄航地」とは、出発地及び到達地を除く地点で、旅程上の予定された経由地として航空運送状に記載され、又は貸切契約書に表示された地点をいいます。

「航空運送状」とは、荷送人によって又は荷送人に代わり会社若しくは用機者によって作成された非譲渡証券で、貸切契約による荷送人と会社間の会社の路線上の貨物の運送契約を証するものをいいます。

「会社」とは、全日本空輸株式会社をいいます。

「会社の事業所」とは、会社の事務所及びインターネット上の会社のウェブサイトをいいます。

「会社規則」とは、この約款以外の貨物の国際運送に関する会社の規則及び規定（運賃、料率及び料金の表を含みます。）をいいます。

「貨物」とは、次のいずれかをいいます。

1. 「物品」と同義語で、郵便物及び手荷物を除く、貸切航空機で運送され又は運送することができる一切のものをいいます。

2. 「受託貨物」と同義語で、会社が別段の定めをする場合を除き、会社が一荷送人から一時に一ヶ所で受けた1個又は数個の物品で一口として1通の航空運送状により一到達地住所の一荷受人に宛てての運送のために受領されるものをいいます。

「貸切運送」とは、貸切契約による無償又は有償での貨物の航空運送をいいます。

「貨切運送」とは、貸切契約による無償又は有償での貨物の航空運送をいいます。

「貸切契約」とは、用機者と会社間の、一以上の限定された旅程に対する乗務員付の装備された航空機の全部又は一部の貸切に関する契約をいい、貸切契約により、会社は荷送人と貨物の貸切運送につき契約します。

「貸切便申請書」とは、会社の定める書式により用機者が作成し、署名した貸切航空便の申請書をいい、これにより会社は、会社が定め国土交通省が認可した料金適用規則の規定に基づき用機者の貸切航空便に対する資格の審査及び確認を行います。

用機者は、上記申請書の記載事項につき、自己の知り、かつ、信ずる限りにおいて真正であることを保証するものとします。当該規則は会社の事業所で閲覧することができます。

「用機者」とは、会社と契約する当事者として貸切契約書にその名を記入されている者をいいます。航空運送状につき用機者がなした全ての行為は、荷送人の代理人としてなされたものとみなします。

「市内空港間サービス」とは、会社の市内貨物取扱所と出発地空港又は到達地空港との間の貨物の地上運送をいいます。

「荷受人」とは、会社が貨物を引渡すべき者として航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

「条約」とは、次のいずれかの文書のうち、当該運送契約に適用になるものをいいます。

1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「ワルソ一条約」といいます。)。

1955年9月28日ヘーゲで署名された「1955年にヘーゲで改正されたワルソ一条約」(以下「ヘーゲ改正ワルソ一条約」といいます。)。

1975年のモントリオール第一追加議定書で改正されたワルソ一条約

1975年のモントリオール第二追加議定書で改正された、ヘーゲ改正ワルソ一条約

1975年のモントリオール第四議定書で改正されたヘーゲ改正ワルソ一条約(以下「モントリオール改正ワルソ一条約」といいます。)

1999年5月28日モントリオールで締結された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「モントリオール条約」といいます。)

「通関荷受人」とは、「通関取扱代理人」と同義語で、荷受人に代り通関手続を行うべく指定されている通関業者又はその他の荷受人の代理人をいいます。

「日」とは、暦日をいい、全ての曜日を含みます。ただし、通知のための日数計算にあたっては、通知を発した日を算入しません。

また、貨物の貸切運送にともなう通知の日数計算にあたり最終日が日曜日又は国民の祝日にあたる場合には、これを算入しません。

「配達サービス」とは、到達地空港から荷受人の住所若しくは荷受人の指定代理人の住所又は関係官公署の要求に基づく当該官公署までの入国貨物の地上運送をいいます。

「到達地」とは、航空運送状に記入されている最終目的地をいいます。

「フランス金フラン」とは、純分1000分の900の金65.5ミリグラムからなるフランスフランをいいます。フランス金フランは、各国の通貨の端数のない額に換算することができます。

「国際運送」とは、条約が適用される場合の他、運送契約上の出発地、及び到達地又は予定寄航地が2国以上にある貸切運送をいいます。この定義で使用する「国」には、主権、宗主権、委任統治、権力又は信託統治の下にある全地域を含みます。

「集荷サービス」とは、集荷地点から出発地空港までの出国貨物の地上運送をいいます。

「賃率」とは、物品の単位重量(若しくは単位面積)又は単位価額の運送に対して会社が申し受ける金額をいいます。

「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権をいいます。SDR建て示された額の各國通貨への換算は、この約款の第27条(A)項においては、航空運送状の発行日に有効な当該通貨のSDR価値によります。

第27条 (D) 項第1号においては、訴訟の場合には、最終口頭弁論終結の日の当該通貨のSDR価値により、また、訴訟以外の場合には、支払うべき損害賠償金額の確定した日の当該通貨のSDR価値により行うものとします。

「荷送人」とは、貸切契約により会社と貨物の運送を契約する当事者として航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

第2条（約款の適用）

(A) (総則)

この約款及び会社規則の定めは、条約で認められ、かつ、この約款上明文の規定がある場合を除き、条約上のいかなる規定をも修正し、又はいかなる権利をも放棄するものではありません。

(B) (適用)

この約款は、条約と抵触しない範囲において、この約款に関連して設定された料金により会社が行う貨物の貸切運送及びこれに付随する全ての業務に対して適用されます。また、この約款は、会社が当該貸切飛行を実施し又はそれを引受けるにあたっての約款として、貸切契約、航空運送状上の条項として規定され、用機者、荷送人により明示的に同意された条項としての効力を有するものとします。

(C) (無償運送)

無償での貸切運送に関しては、会社は、この約款の一部の適用を排除する場合があります。

(D) (約款又は会社規則の変更)

適用法令等により禁止される場合を除き、会社は、この約款又はそれに基づく会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、会社のウェブサイトへの表示等の適切な方法により、約款の変更内容等を告知するものとします。

(E) (適用約款)

貨物の貸切運送は、会社による航空運送状の発行日に有効なこの約款及び会社規則の定めに従います。

第3条（貸切契約）

会社の定める書式により用機者と会社間に貸切契約が締結されなければ、貸切運送は行なわれません。

用機者は、貸切便申請書を提出して会社の承認を受けなければ貸切契約を締結できません。

会社の承認を受けた貸切便申請書は、貸切契約の締結に際して、貸切契約の一部となります。

第4条（運航経路及び航空機の変更）

(A) (運航経路の選択)

貸切便の運航経路は会社の選定するところによります。ただし、会社が安全で、かつ、運航可能と判断する最短経路によることとします。

(B) (航空機の変更)

会社が用機者に対し、貸切契約に定める型式の航空機を提供することができない場合には、会社はなんらの予告なしに、また、なんらの責任も負うことなしに他の型式の航空機を使って運送を行い又は他の航空運送人への変更を手配し、当該航空運送人が会社に代って、貸切契約に定める型式の航空機若しくは他の型式の航空機により当該運送を実施するよう手配することができます。

会社が当初の貸切航空機と異なる航空機に変更するときには、料金はいかなる場合にも当初の貸切航空機の適用料金を超えることはありません。また、当初の貸切航空機の適用料金よりも低い料金が適用する航空機に変更する場合には、当該低料金が適用します。当該航空運送人又は航空機の型式の変更に起因する荷送人、荷受人その他の当該貸切契約による貸切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき、用機者は会社を免責するものとします。

第5条（航空便のスケジュール、延着、取消及び責任）

(A) (スケジュール)

会社は、合理的な範囲内で、貨物を旅程日において有効なスケジュール通りに運送することに最大限努力を払いますが、貸切契約に示されている貸切航空便の運航時刻は予定であつて、会社は、これを保証するものではありません。

(B) (取消)

会社は、次のいずれかの事由によるときは、予告なしに、貸切航空便を取り消し、打切り、迂回させ、延期させ、早発させ若しくは延着させ又は貨物の全部若しくは一部を搭載せずに貸切航空便を出発させ又は離着陸すべきかどうかを決定することができます。この場合、会社は、用機者、荷送人、荷受人その他の当該貸切航空便に利害関係を有する者に対し、いかなる責任も負いません。

1. 会社の管理不能な事実（気象条件、天災地変、ストライキ、暴動、騒擾、出入港禁止、戦争、敵対行為、動乱又は国際関係の不安定等の不可抗力をいいますが、これらに限定されるものではありません。）で、現実に発生し、発生のおそれがあり若しくは発生が報告されているもの、又はその事実に直接若しくは間接に起因する延着、要求、条件、事態若しくは要件
2. 予測、予期又は予知し得ない事実
3. 適用法令等
4. 労働力、燃料若しくは設備の不足又は会社その他の者の労働問題
5. 貸切航空機の安全に係る整備上又は運航上の問題

第6条（許容搭載量）

用機者又は荷送人は、貸切飛行中の貸切航空機のスペースにつき、貸切契約の定めに従い、その全部又は一部を利用することができます。ただし、貸切航空便の各区間の許容搭載量は、会社が決定するところによります。貨物は、貸切航空機の当該許容搭載量の範囲内にお

いて運送されます。会社は、用機者、又は荷送人が利用しない貸切航空機上のスペースを利
用し、貨物を運送することができますが、この場合にも、第 12 条に定める貸切料金その他の
料金及び費用を減額することはありません。

第 7 条（航空機の特性）

用機者に提供する貸切航空機の特性は、貸切契約の締結時に会社が指定します。会社は、氣
象条件又はその他の運航上、整備上若しくは経済上の理由により、当該特性を変更するこ
とができます。

第 8 条（乗務員の権限）

貸切航空機は、いついかなる場合においても、当該貸切航空機に乗務している会社の乗務員
の指揮及び管理の下にあり、当該乗務員は、安全を確保するために必要な全ての措置をとる
ことができます。また、当該乗務員は飛行の安全に関し、搭載量、搭載位置、飛行経路、當
初の出発地点その他の全ての出発地点からの出発時刻、貸切航空便を運航するかどうか、ど
こに着陸すべきかにつき全て決定します。用機者、及び荷送人は、当該決定を遵守し、当該
乗務員の全ての命令に従わなければなりません。

第 9 条（用機者による虚偽申告その他の違反）

用機者、荷送人、荷受人その他の貸切航空便に利害関係を有する者が貸切契約の条項若しく
は適用法令等に違反し、又は従わなかった場合、又は用機者による貸切便申請書の申告事項
に虚偽がある場合には、会社はなんらの警告又は正式な通知をなすことなく、また、用機者
その他の上記利害関係者に対しなんらの責任も負うことなしに、貸切契約を取り消し又は、
貸切飛行の開始後の場合には、直ちに貸切飛行を打切ることができます。上記取消が貸切飛
行の開始前になされた場合には、会社は用機者から第 15 条に定める手数料を徴収するこ
とができます。上記打切が、貸切飛行の開始後になされた場合にも、第 15 条に定める手数料
を徴収することができます。上記理由による貸切契約の取消及び解除は、当該違反、不遵守
又は虚偽申告に係る損害につき会社が用機者に賠償請求することを妨げるものではありません。
用機者は、当該取消又は解除に起因する荷送人、荷受人その他の当該貸切契約による貸
切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき会社を免責するものとします。

第 10 条 用機者による手配

用機者は、会社又は貸切航空機に乗務する会社の乗務員の指定する時刻までに貨物の搭載が
できるようにするために必要な全ての手配をなすこととします。用機者が当該指定時刻に貨
物の搭載準備を完了しない場合に、会社は、貸切航空便のいかなる区間を運航している貸切
航空機の出発をも遅延させる義務はなく、その一部を搭載せずに貸切航空便を出発させること
ができます。用機者が当該出発の遅延を要請し、会社がこれに応じた場合には、用機者は

当該遅延にともない会社が被る全ての料金、経費及び費用を会社に支払わなければなりません。

第 11 条 品目明細書

貸切飛行に先立ち、用機者は、貸切航空便により運送される全ての貨物の品目及び価額の明細書で、用機者又はその代理人が署名したものを会社に提出するものとします。

第 12 条（貸切料金）

貸切航空便に適用する次の料金（以下「貸切料金」といいます。）は、用機者により支払われるものとします。

1. 用機者の要求により貸切航空機が地上で通常要する時間を過ぎて滞留した場合の拘束料金又はけい留料金
2. 申告価額につき貨物に課せられる従価料金
3. 用機者又は用機者に代わり、荷送人その他の者からの要求により、会社が定期便を運航していない空港で行なう着陸又は取扱業務につき課せられる着陸料金、格納料金、地上取扱料金又は運航管理業務料金等
4. 乗務員付貸切航空機、燃油類、整備作業及び機内食の経費

第 13 条（附隨の業務及び料金）

次の業務又は料金は貸切料金に含まれず、貸切料金とは別に、この約款の定めに従い用機者、荷送人、荷受人又は荷主のいずれか該当する者が支払うものとします。

1. 地上輸送業務（地上連絡輸送を含みます。）
2. 適用法令等に基づき賦課される査証料、通関検査手数料、関税その他の公租公課、諸料金、料金及び手数料
3. 作業員の手配又は特別の機器若しくは設備の調達に要する経費
4. 宿泊費
5. 保険料
6. 集荷サービス、配達サービス及び市内空港間サービス
7. 保管及び倉庫業務
8. 前払費用及び立替払料金
9. 荷造補修費用
10. 発地への貨物の返送のための費用又は他の運送機関による出発地までの貨物の運送、貨物の積替若しくは到達地以遠への貨物の運送のための費用
11. 貸切契約の締結後、荷送人により申告された貸切運送に対する価額につき貨物に課せられる従価料金
12. その他類似の業務、料金又は費用

第14条（適用貸切料金その他の料金）

(A)（総則）

会社が別段の定めをする場合を除き、用機者、及び荷送人は、貸切飛行の開始前に確定している範囲において当該貸切運送に適用する貸切料金その他の料金及び費用を支払わなければならず、当該料金及び費用が支払わなければ、会社は、貸切運送を行いません。

(B)（適用貸切料金その他の料金）

貸切運送に適用する貸切料金その他の料金及び費用は、会社が適法に設定した料金で、貸切運送の開始日に有効な料金及び費用とします。当該貸切運送のために収受した貸切料金その他の料金及び費用が上記に基づき適用する貸切料金その他の料金及び費用でない場合には、この約款の定めに従い、各場合に応じて、その差額を用機者、荷送人、荷受人若しくは荷主に払い戻し又は用機者、荷送人、荷受人若しくは荷主から追徴します。

(C)（支払）

1. 貸切料金その他の料金及び費用は、適用法令等に反しない、会社が指定する通貨であれば、貸切料金その他の料金及び費用が設定されている通貨以外の通貨でも支払うことができます。貸切料金その他の料金及び費用が設定されている通貨以外の通貨で支払われる場合には、その支払いは会社規則によって定められた換算率によります。
2. 用機者は、会社に対し、貸切運送の開始前に貸切料金その他の料金及び費用を会社が指定する方法で支払わなければなりません。ただし、貸切運送の開始前に確定できない貸切料金その他の料金及び費用については、貸切運送の完了後又はその実施中に必要な精算を行うこととし、会社に対する追加支払額は、当該金額に関する会社からの通知を受領次第、この約款の定めに従い用機者、荷送人、荷受人又は荷主のいずれか該当する者が支払うものとします。会社が要求する場合には、用機者、又は荷送人は、貸切運送の開始前に確定できない貸切料金その他の料金及び費用を補うに充分であると会社が認める概算額を会社に預入れなければなりません。当該預入にともなう会社から用機者、若しくは荷送人に対する残金の支払又は用機者、若しくは荷送人から会社に対する追加支払については、貸切運送の完了後の当該貸切料金その他の料金及び費用の額が確定した時点で精算します。

第15条（手数料及び免責）

(A)（手数料）

用機者は文書による通告により、貸切契約を取消すことができます。当該通告は、会社が受領したときに効力が発生します。上記取消の場合には、用機者は会社に対し、次により手数料を支払わなければなりません。

用機者による次の第1号及び第2号の取消の場合には、手数料と収受済貸切料金その他の料金及び費用との差額は、各場合に応じて、用機者に払い戻し又は用機者から徴収します。

1. 国際運送において、手数料は次の通りとします。

- (a) 貸切飛行の予定日時の前日より起算し 60 日以前の取消の場合には、貸切契約に定める貸切料金の 10 パーセント
- (b) 貸切飛行の予定日時の前日より起算し 59 日前から 30 日以前の取消の場合には、貸切契約に定める貸切料金の 25 パーセント
- (c) 貸切飛行の予定日時の前日より起算し 29 日前から前日までの取消の場合には、貸切契約に定める貸切料金の 50 パーセント
- (d) 出発予定日以降の取消の場合には、貸切契約に定める貸切料金の 100 パーセント

(B) (免責)

航空運送状の発行後、用機者が前項に定める取消を行なう場合には、貸切契約による荷送人との運送契約は自動的に取消されるものとし、用機者は、当該取消に起因する荷送人、荷受人その他の当該貸切契約による貸切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき会社を免責するものとします。

第 16 条 (取消及び解除の場合の貸切料金その他の料金)

(A) (払戻額)

この約款に別段の定めのある場合を除き、貸切飛行の開始前における貸切契約の取消の場合には、会社は収受済貸切料金その他の料金及び費用を払い戻します。貸切飛行の開始後における貸切飛行の打切の場合には、この約款に別段の定めのある場合を除き、実施済の運送に対する貸切料金その他の料金及び費用は、会社所定の方式により算出した実施済運送に対する飛行料金及び空輸料金に、当該実施済運送につき会社が実際に支出し又は蒙ったその他の料金及び費用（けい留料金、着陸料金、駐機料金、格納料金、地上取扱料金及び運行管理業務料金その他附隨の業務に対する料金を含みます。）を加えた金額とし、貸切料金その他の料金及び費用を当該金額により精算します。ただし、従価料金は貸切飛行の開始後においては払い戻しません。

(B) (通貨)

全ての払戻は、貸切料金その他の料金及び費用の支払がなされた国及び払戻が行なわれる国の法令、規制又は命令に従って行ないます。上記の定めに従い、払戻は、会社の選択により、貸切料金その他の料金及び費用の支払に当てられた通貨、日本国若しくは払戻がなされる国の法定通貨又は貸切料金その他の料金及び費用が支払われた国の通貨により、貸切料金その他の料金及び費用が、当社に徴収された通貨による払戻額に相当する額で行います。

(C) (払戻手続)

会社は、会社の本社又は各支店にて払い戻します。払戻にあたっては、会社は、用機者、荷送人、荷受人又は荷主が事前に作成した会社が了承する書式による払戻請求書を必要とします。

(D) (払戻を受ける者)

貸切料金その他の料金及び費用の払戻は、当該料金及び費用につき会社に支払をした者に対しなされます。

第 17 条 (航空運送状の作成)

(A) (荷送人による準備)

1. 荷送人は、会社が定める様式、方法及び枚数に従って航空運送状を作成し又は作成させ、会社が貸切運送のため貨物を受託するときに、会社に引渡さなければなりません。会社による航空運送状の交付は、貸切契約による、貨物の貸切運送についての荷送人との契約の締結となります。航空運送状面上には賃率又は料金額は記入せず、貸切航空便の識別表示を記載します。

2. 受託貨物の全てを1通の航空運送状により運送することが適用法令等又は会社規則に違反する場合には、会社は、航空運送状を2通以上に分割して作成するよう又は作成させるよう荷送人に要求することがあります。

(B) (貨物の状況及び外見)

貨物又は荷造の状況及び外見が良好でない場合には、荷送人は、当該貨物の状況及び外見を航空運送状に記入しなければなりません。荷送人が当該記入をしなかった場合又は当該記載が不正確な場合には、会社は、当該状況及び外見について航空運送状に記入し又は航空運送状に訂正を記載することがあります。

(C) (準備、補完又は訂正)

会社は、荷送人の明示又は黙示の要求により、航空運送状を作成することがあります。この場合には、反証がない限り、会社が荷送人に代わり航空運送状を作成したものとみなします。貨物と共に差出された航空運送状に必要記載事項の遺漏がある場合又は誤記がある場合には、会社は、可能な限り航空運送状を補完し又は訂正しますが、その義務を負うものではありません。

(D) (記入内容に関する責任)

荷送人は、荷送人が航空運送状に記入し又は会社が荷送人に代って航空運送状に記入した記入事項及び記載内容が正確かつ完全であることにつき会社その他の全ての者に対して責任を負います。荷送人が航空運送状を作成し又は作成させたかどうかを問わず、また、前項の定めに従い会社が荷送人に代わり航空運送状を作成（又は補完）したかどうかを問わず、荷送人は、当該記入事項及び記載内容の不適法、不正確又は不満により会社その他の者が受ける一切の損害に対して責任を負うものとします。

(E) (変造)

会社は、毀損又は会社以外の者により変造された航空運送状を受付けません。

第18条 (貨物料金の支払)

(A) (料金全額の支払)

第12条に定める適用貸切料金の全額及び会社が支出し又は支出させられた第13条に定めるその他の料金及び費用並びに会社に支払われるべきその他の全ての金額は、貨物の滅失、紛失、毀損又は航空運送状若しくは貸切契約書に明記された到達地への不着にかかわらず、その全額が支払われなければなりません。貨物の滅失、紛失又は毀損に係る損害賠償請求は全ての貸切料金その他の料金及び費用の支払がなされなければ受け付けません。ただし、貨物のどの部分も引渡されていない場合には、当該貨物の運送料金が未払であったとしても当該貨物に関する損害賠償請求を受け付けています。損害賠償額を当該貸切料金その他の料金及び費用から差引くことはできません。

(B) (未払料金に対する保証)

荷送人は、次の事由により会社が支払い又は被った全ての経費、出費、罰金、料料、時間の空費、損害その他の金額の支払につき保証するものとします。

1. 適用法令等により運送が禁止されている品目の貨物への混入
2. 荷印、荷番号、宛名若しくは荷造又は貨物の表示の不適法、不正確又は不備
3. 輸出入許可書又は必要証明書若しくは書類の不存在、遅延又は不備
4. 税関に対する不正な価額申告
5. 重量又は容積についての不正確な記述

貨物の引渡を受けるにあたり又は貸切契約による荷送人との貨物の運送契約上の他の全ての権利の行使にあたり、荷受人は、前払料金を除く全ての上記料金及び金額の支払に同意するものとします。ただし、この同意は、当該金員に対する荷送人の支払債務を免除するものではありません。会社は、上記の支払の確保のために貨物に対し留置権を有するものとし、当該支払がなされない場合には、その貨物を競売又は任意売却に対し（ただし、売却に先立ち、会社は航空運送状に記入された住所の荷送人又は荷受人に宛ててその旨を郵便で通知します。）、当該売却代金をもって上記支払金額の全部又は一部に充当する権利を有します。た

だし、当該売却は、不足金額に対する支払債務を免除するものではなく、荷送人及び荷受人は、連帶して当該支払債務を負担するものとします。当該留置権又は売却する権利及び上記費用を徴収する会社の権利は、現実に支払がなされない限り、支払承認により影響され、消滅し又は損われるものではなく、また、上記支払金額を徴収する会社の権利は、貨物の引渡し又は貨物の占有の放棄があっても影響され、消滅し又は損われるものではありません。

(C) (料金の基礎)

1. 荷送人又は荷送人に代わり用機者は航空運送状面に運送にあたっての全ての貨物の価値を申告しなければなりません。

当該価額申告はいかなる金額においてもすることができ、「NVD（無申告）」という記載でも当該申告をしたことになります。

(a) 運送にあたっての申告価額が会社規則に定める価額を超える貨物については、会社規則に従って従価料金を申し受けます。

(b) 従価料金を適用する場合のキログラム当たり又はポンド当たりの貨物の価額は、運送にあたっての荷送人の申告価額を貨物の実総重量で除したものとします。

2. 貨物の申告価額が、当初に従価料金の計算基礎となった申告価額を超過する場合には、会社は、当該超過分に基づく従価料金の支払を要求することができます。

(D) (立替払手数料)

荷送人からの要求に基づき、会社は、運送料金、荷車運送料、保管料、会社以外の者が行う搭載又は取卸のための手数料、公租及び通関手数料等の立替払金として航空運送状に記載された金額を荷受人から徴収します。立替払金額の徴収及び荷送人への送金に対しては、会社規則に定める手数料を申し受けます。立替払金額の変更は、貨物の荷受人又はその代理人への引渡し前に荷受人により書面でなされなければなりません。

第19条 (貨物の運送引受)

(A) (価額制限)

1. 運送にあたっての受託貨物の申告価額が 100,000 米国ドル（又はその相当額）を超える場合には、会社は、事前のとりきめがなされない限り、貸切運送を引受けません。

2. 貸切航空機で運送する一口の受託貨物又は数口の受託貨物の価額限度は、2,000,000 米国ドル（又はその相当額）とします。一口の受託貨物についての荷送人による申告価額が当該限度額を超える場合には、同一貸切航空機で運送することはできません。貨物の申告価額の合計が本条の定めに違反し又は違反することとなるような貨物については、会社は、同一貸切航空機での当該貨物の運送を拒否することができます。

(B) (貨物の荷造及び荷印)

1. 荷送人は、貨物が通常の取扱により安全に運送されるような方法で、かつ、人又は財産に損傷を与えないような方法で適切に梱包されていることを確実にする責任を負います。各荷には荷送人及び荷受人の氏名及び住所地番を明瞭に、かつ、消えないように記入しなければなりません。

2. 会社規則に定める高価品を含む荷は、会社が認める方法で封印しなければなりません。

(C) (引受可能貨物)

会社規則に別段の定めのある場合を除き、貨物を取り扱うに必要な種類及び機能の適当な機材があり、かつ旅客及び郵便物の搭載後の許容搭載量に余裕があれば、会社は、あらゆる種類の雑貨、物品、製品及び生産物の運送を引受けます。ただし、次の各号を条件とします。

1. 当該品目の運送又は輸出入が出発国、到達国、経由国又は通過国の適用法令等により禁止されていないこと
2. 当該品目が航空機による運送に適した方法で梱包されていること
3. 当該品目に運送のため必要な書類が添付されていること
4. 当該品目が航空機、人若しくは財産に危険を与え又は乗客に迷惑をかけるおそれのないこと

(D) (条件付引受貨物)

1. 会社が定める次の品目は、会社規則に定める条件に従ってのみ、貸切航空機による運送を引受けます。

(a) 銃器

(b) 遺体及び遺骨

(c) 生きている動物（家畜、鳥、爬虫類、魚、貝、昆虫及び愛玩動物を含みますが、これらに限るものではありません。）

(d) 変敗物

(e) 火薬庫、高圧ガス、引火性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、腐食性物質、及び健康、安全又は財産に著しい危険をおよぼす恐れのあるような物質等の危険物

2. 異常な重量、形状又は大きさの荷又は物品は、事前のとりきめがなければ貸切航空機による運送を引受けません。貨物の安全な取扱のため特別の設備を必要とする貨物は、当該特別設備を用機者、荷送人又は荷受人が準備して操作しその費用を負担する場合にのみ貸切航空機による運送を引受けます。

3. 貨物の単位面積当たりの重量が会社の定める床面搭載制限重量を超える貨物には、当該貨物を搭載する貸切航空機内で使用する適当な受木又は受台を取付け、単位面積当たりの重量が床面搭載制限重量以下になるようにしなければなりません。当該受木又は受台の重量は、当該貨物の重量に加算されます。

(E) (特殊貨物に関する条件の違反に対する責任)

貸切航空機による運送引受禁止貨物又は条件付運送引受貨物に関する条項の違反に対する責任は、用機者並びにその貨物の荷送人及び荷主が負うこととし、当該貨物の貸切航空機による運送により生ずる一切の滅失、紛失、損失、毀損、遅延、責任又は料金につき、これらの者は連帯して会社を免責するものとします。

(F) (貨物の検査)

会社は、全ての貨物の梱包及び内容を検査する権利及び貨物に関連して提出された情報及び書類が正確であるか又は充分であるかを調査する権利を有しますが、その義務は負いません。

(G) (パレット・コンテナ等)

荷送人がパレット・コンテナ等の単位搭載用具に積付けを行なう場合には、荷送人は会社の積付け指示を守らなければなりません。

また、会社の指示を守らなかったことによる結果に対して責任を負い、会社を免責するものとします。

第 20 条 (運送中の貨物)

(A) (適用法令等の遵守)

1. 荷送人は、貨物の運送にあたっての到達国、出発国、あるいは、あらかじめ通知されている経由若しくは通過予定国、貨物の荷造、運送又は引渡その他に関する適用法令等を遵守し、かつ、当該情報を提供し、当該適用法令等を遵守するため必要な書類を航空運送状に添付しなければならず、また、用機者は、荷送人がこれらに従うことを保証するものとします。荷送人は当規定を遵守しなかったことに起因する損害について、会社に対して責を負います。会社は、当該情報又は書類が正確であるか又は充分であるかを調べ直す義務を負いません。会社は、荷送人が本項の定めに従わないために生ずる損失又は費用については荷送人、荷受人その他の者に対して責任を負いません。

2. 会社が適用法令等により、貨物の運送を拒絶する必要があると相当なる注意をもって善意で決定し、運送を拒絶する場合には、会社はいかなる責任も負いません。

(B) (立替払及び税関手続)

会社は、貨物に関する公租公課又は費用を前払い又は立替払しますが、その義務は負いません。また、用機者、荷送人、荷主及び荷受人は連帯して、当該前払金及び立替金の支払につき責任を負わなければなりません。用機者又は荷送人があらかじめ支払う場合を除き、会社は、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送に関するいかなる費用をも支払い又は前払する義務を負いません。ある地点で貨物の通関手続をする必要がある場合には、貨物は、航空運送状面に通関荷受人として記名されている者に当該地点で引渡されるべきものとみなします。ただし、航空運送状面に当該通關荷受人の記名がないときは、会社又は会社が指定する通關荷受人に引渡されるべきものとみなします。上記の目的のために会社が認証した航空運送状の写は原本とみなされます。

(C) (運送中の貨物に対する会社の権利)

運送中、運送前又は運送後に貨物のある地点で何らかの目的のため留め置く必要があると会社が判断した場合には、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に通知したうえで、会社は、その貨物の荷送人、荷主及び荷受人又はそのいずれかの者の計算において、その危険と費用で貨物を倉庫その他の保管可能な場所で保管若しくは税関当局に引渡し又は荷受人に宛て前途運送するために貨物を他の運送機関に引渡します。上記の措置にともない受けける一切の費用又は危険については、当該貨物の荷送人、荷主又は荷受人は連帯して責任を負い、会社を免責するものとします。

(D) (遅延及び取消)

第 5 条第(B)項に定める事由により貨物の貸切運送が取消され、遅延され、早発され又は打ちられた場合には、会社は荷送人、荷受人その他の者に対し、当該事態につき一切責任を負いません。上記の事由により貨物の全部又は一部の貸切運送が打ちられた場合には、会社は、荷送人の負担でそれを倉庫に保管し、荷送人若しくは荷受人の負担で当該貨物を他の経路で前途運送し又は荷送人若しくは荷受人の負担で、荷送人若しくは荷受人に代わりその代理人として、他の運送機関により前途運送することができます。上記の事由により貨物の全部又は一部の貸切運送が打ちられた場合には、積替若しくは引渡のための又は当該貨物を保管するための貨物取扱人に対する会社による貨物の引渡は、航空運送状に基づく完全な引渡とみなし、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に宛てて貨物の当該処分の通知を発する以外に何らの責任も負いません。

(E) (貨物運送の優先順位)

適用法令等に基づき、会社は、適正、公平な方法で各受託貨物間の運送の優先順位を決定するとともに、いついかなる地点においても運送する物品と運送しない物品又は取卸す物品を決定し、一口の貨物の全部又は一部を搭載せずに貸切航空便を出発させることができます。

第 21 条 (荷送人の貨物処分権)

(A) (処分権の行使)

貨物の処分権の行使は、荷送人によりなされなければならず、かつ、一航空運送状の下の受託貨物の全体に対して適用されなければなりません。貨物に対する処分権は、荷送人が、荷送人に交付された航空運送状の一部を提示した場合にのみ行使することができます。処分に関する指図は、会社の定める書式による書面で会社に対しなされなければなりません。処分権の行使の結果、荷受人に変更が生ずる場合には、当該新荷受人が航空運送状に当初から記載されていた荷受人とみなします。

(B) (荷送人の選択権)

荷送人が、この約款上の全ての義務を履行することを条件とし、かつ、会社又は他の荷送人の権利を損わないような方法で処分権を行使することを条件として、次のいずれかにより貨物を処分することができます。

1. 出発地空港又は到達地空港で貨物を取戻す
2. 運送の途中で着陸の際に貨物を留め置く
3. 航空運送状に記載した荷受人以外の者に対し到達地又は運送の途中で貨物を引渡させる
4. 出発地空港への貨物の返送を請求する

(C) (費用の支払)

荷送人は、処分権の行使の結果会社の受けた損失又は損害に対して責任を負い、かつ、会社を免責するものとします。荷送人は、処分権の行使により生じた全ての費用を会社に支払わなければなりません。

(D) (会社の履行不能)

第(A)項の定めにかかわらず、会社が荷送人の指図に従うことができないと判断する場合は、会社は、荷送人の当該処分権の行使を拒絶することができます。この場合には、会社は速やかに荷送人に對し、その旨を通知します。当該通知に要する費用は貨物の運送費用としてこれを追徴します。

(E) (荷送人の権利の範囲)

荷送人の処分権は、貨物が到達地に到着後、荷受人が貨物若しくは航空運送状を受取り若しくは引渡しを請求し又は貨物受取の意思表示をしたときに消滅します。ただし、荷受人が航空運送状若しくは貨物の受取を拒んだとき又は荷受人を知ることができなかったときは、当該処分権は、引き続き荷送人に帰属するものとします。

第 22 条 (引渡)

(A) (荷受人に対する引渡)

1. 航空運送状に別段の指定がある場合を除き、貨物の引渡は、航空運送状面に記載された荷受人に対してのみ行います。適用法令等の定めるところにより貨物を税関その他の官公署に引渡し、会社が荷受人に対し荷受人が貨物の引渡しを受けるに必要な許可を交付し、かつ、第(B)項に定める到着通知を発送した場合には、荷受人に対する引渡は有効になされたものとみなします。

2. 貨物の引渡は、荷受人の受領書と引換えに、かつ、航空運送状及びこの約款の条項に従って行います。

(B) (到達通知)

第 24 条の定めに従い貨物が到達地空港以遠に運送される場合を除き、別段の指示がない場合には、貨物の到着通知は、通常の方法により、荷受人又は航空運送状に明示された到着通

知先に対して行ないます。会社は、当該通知を受信しなかったこと又は当該通知の受信遅延に対しては責任を負いません。

(C) (荷受人による受取拒絶)

1. 第(E)項の定めが適用する場合を除き、引渡地への到着後荷受人が貨物の受取を拒絶し又は貨物を受取らない場合には、会社は、航空運送状面に記載された荷送人の指図に従うよう努力します。当該指図が記載されていない場合又は当該指図に従うことが困難な場合には、会社は、荷受人が受取らない旨を荷送人に通知し、荷送人の指図を求めます。もし当該指図が30日以内に得られなかった場合には、会社は、当該貨物を一括して又は数口に分割して競売又は任意売却に付すか、減却又は廃棄することができます。

2. 荷送人及び荷主は、貨物を受取らなかつたことに起因する全ての料金及び費用に対し責任を負います。当該料金及び費用等には、荷送人の指図により返送した場合には貨物の返送にあたり支払った運賃を含みますが、これに限るものではありません。

貨物が出発地空港に返送された場合に荷送人又は荷主が支払を拒絶し又は当該返送後15日以内に当該支払を行わないとときは、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人に対し処分する旨を10日前に通知し、競売又は任意売却により貨物の全部又は一部を処分することができます。

3. 到達地又は貨物が返送された地点での前第1号及び第2号に定める貨物の売却の場合には、会社は、当該売却代金をもって、会社及び他の運送機関や全ての料金、前払金及び費用並びに売却経費の会社及び他の運送機関に対する支払にあてることができ、残額があれば荷送人の指示に従い保管します。当該貨物の売却は、会社に対する不足額の支払債務につき、荷送人又は荷主を免除するものではありません。

(D) (引渡場所)

会社が別段の指定をしない限り又は会社規則に別段の定めのない限り、荷受人は到達地空港で貨物の引渡を受けて貨物を受取らなければなりません。

(E) (変敗物の処分)

変敗物を内容品とする貨物が会社の管理下にあるときに遅延し又は到達地で引取がなされず若しくは引取が拒絶され又はその他の事由により腐敗するおそれがある場合には、会社は、直ちに、会社及び他の利害関係人のために必要な措置をとります。当該措置には、貨物の全部又は一部の破壊又は破棄、荷送人の危険と負担とで指図を求めて連絡をとること、荷送人の危険と負担との貨物の全部又は一部の保管、競売又は任意売却による貨物の全部又は一部の予告なしでの処分を含みますが、これらに限るものではありません。当該貨物の売却は、会社に対する料金及び費用の支払債務につき荷送人を免除するものではありません。

第23条（貨物添乗者）

貨物その他の財産、貸切航空機又はその乗務員の安全のために必要な場合には、会社は、事前のとりきめにより貨物に付添う目的で貨物専用の貸切航空機で貨物添乗者を追徴金なしで運送します。会社が別段の定めをする場合を除き、当該添乗者の運送は、会社の貸切旅客手荷物運送約款の規定に従います。

第24条（出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送）

航空運送状面に記載された貨物（又はその貨物を含む梱包）は出発地空港の会社の貨物ターミナル又は空港事務所での受取のときから到達地空港までにつき貸切航空機による運送を受けます。貸切契約書又は航空運送状面上に明示の合意があれば、航空運送状面に記載された貨物（又はその貨物を含む梱包）は出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送についても引受けます。当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を会社が行う

場合には、当該運送は第 26 条及び第 27 条に定める責任条項と同一の条件で行います。上記以外の場合には、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送にあたり、運送契約上会社が、航空運送状を発行した運送人又は最後の運送人であるときは、会社は、各場合に応じて用機者、荷送人、荷主又は荷受人の代理人としてのみ当該運送を手配します。この場合、会社は、当該附隨的運送から発生する損害については、会社自身の故意又は過失に起因するものであることが証明されない限り、一切責任を負いません。用機者、荷送人、荷主及び荷受人は、当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を実施するために必要な全ての権限を会社に委任することとし、当該委任権限には、出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送のための運送手段及びその運送経路の選択（ただし、航空運送状に荷送人が又は貸切契約書に用機者が特に指定している場合を除きます。）、運送書類の作成及び受領（当該運送書類には責任を免除し又は制限する規定を含むことができます。）並びに航空運送状上又は貸切契約書上の価額深刻にかかわらず価額無申告での貨物の託送に関する権限を含みますが、これらに限るものではありません。

第 25 条（ターミナル・サービス料金）

会社規則に定めるターミナル・サービス料金は、用機者又は航空運送状に記載された荷送人若しくは荷受人がそれぞれの場合に応じて負担することとし、当該サービスを会社が行う場合に徴収します。

第 26 条（適用法令等）

（A）（条約）

条約の適用を受けない国際運送の場合を除き、会社が行う運送には、当該運送に適用になる条約に定められた責任に関する規定及び制限が適用されます。

（B）（適用法例等）

前号の定めと抵触しない範囲内において、会社が行う全ての貸切運送及びそれに付随するその他の業務は、次の定めに従います。

1. 適用法令等

2. この約款及び会社規則（これらは、会社の事業所で閲覧することができます。）

（C）（予定寄航地）

条約の適用上、予定寄航地（必要に応じて、会社はこれを変更することができます。）は、第 1 条で定義された地点とします。

第 27 条（貨物に対する責任制限）

（A）（価額の申告）

荷送人は引渡のときに貨物の価額を申告する機会が荷送人に与えられたことを認め、かつ、航空運送状面に「運送にあたっての荷送人の申告価額」又は貨物契約書に「運送にあたって

の申告価額」として記載された金額が1キログラムあたり26SDRを超える場合には、その金額が荷送人の申告価額となることを了承します。

(B) (責任の制限)

貨物に関する会社の責任は次の通りとします。ただし、条約又は適用法令に別段の定めがある場合において、本条の規定が、当該条約若しくは適用法令の定めよりも運送人の責任を免除し、又は当該条約若しくは適用法令で定める責任の限度よりも低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

(C) (挙証責任)

1. 第2号、第3号に定める場合を除いて、貨物の貸切運送又はそれに付随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失、毀損又は遅延の場合における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであるときには、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(a)から(c)のいずれかに該当することその他その損害が会社の故意又は過失に起因して生じたものでないことが証明された場合においてはこの限りではありません。

(a) 会社が法令、官公署の規制、命令若しくは指示に従ったことにより若しくは荷送人、荷受人その他の者がこれらに従わなかつたことにより又は会社の管理できない事由により直接又は間接に生じた破損、滅失、紛失、毀損又は遅延による損害

(b) 貨物の固有の欠陥又は性質にのみ起因する破損、滅失、紛失又は毀損（貨物の内容品に起因するものを含みます。）による損害（気象、気温若しくは高度の変化、通常の露出又は運送時間により品質が低下し又は腐敗するおそれのあるものを内容品とする貨物は、当該品質の低下又は腐敗による損失又は損害につき会社が一切責任を負わないことを条件として運送を引受けます。）

(c) 動物の運送に関わる傷害、紛失、遅延、病気又は死亡による損害

2. モントリオール改正ワルソー条約の適用を受ける貨物の貸切運送又はそれに付随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合（遅延の場合は含まれません。）における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみにより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(a)から(d)のいずれかの原因からのみ生じたものであることが証明された場合においては、この限りではありません。

(a) 貨物の固有の欠陥又は性質

(b) 会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥

(c) 戦争又は武力紛争

(d) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官公署の規制、命令又は指示

3. モントリオール条約の適用を受ける貨物の貸切運送又はそれに付隨して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合（遅延の場合は含まれません。）における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみにより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が上記2に定める(a)から(d)のいずれかの原因から生じたものであることが証明された場合においては、その範囲において、この限りではありません。

(D) (責任限度額)

1. 貨物の貸切運送のための料金は、荷送人又は荷受人に代わり用機者の申告価額を基礎として算出されており、会社の全ての責任は、いかなる場合にも、航空運送状面又は貸切契約書上に記載された、運送にあたっての荷送人又は用機者による申告価額を超えることはありません。荷送人又は用機者による当該申告がない場合には、会社の責任は、破損し、滅失し、紛失し、毀損し又は遅延した貨物1キログラムあたり26SDRを超えないものとします。ただし、ワルソー条約又はヘーベー改正ワルソー条約の適用を受ける運送については会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生じるおそれがあることを知りながら行った行為（不作為を含みます。）により損害が生じたことが証明される場合には、この限りではありません。

全ての損害賠償請求にあたっては実損額を証明しなければなりません。

(E) (その他の責任制限)

1. 荷受人又はその他の引渡を受ける権利を有する者に対する貨物の全部ではなく一部の引渡の場合又は貨物の全部ではなく一部の破損、滅失、紛失、毀損又は遅延の場合には、その未引渡部分又は損害部分に関する会社の責任は、その貨物の部分又は内容品の価額にかかわらず、重量に基づく按分額とします。
2. 荷送人及び荷受人が、自己の物品により他の貨物又は会社の財産に毀損又は破損を与えた場合には、当該荷送人及び荷受人は、それによって会社が受けた一切の損失及び費用を会社に賠償しなければなりません。会社は、その内容品である荷送人又は荷受人の物品に起因して貸切航空機、人又は財産に危険を及ぼすおそれのある貨物を通告なしに、いつでも破棄することができ、この場合には、会社は、会社のなした措置につき一切責任を負いません。
3. 会社は、この約款及び会社規則に従う貨物の貸切運送から生じた間接損害若しくは特別損害又は懲罰的損害賠償に対しては、会社がその損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。
4. 損害賠償請求者又は請求の被承継者の故意又は過失が、損害の原因又は原因の一部となつた場合には、会社は、その故意又は過失が損害の原因又は原因の一部となつた程度まで、責任を全部又は一部免除されます。

第 28 条（使用人に対する適用）

条約又は適用法令等に別段の定めのある場合を除き、この約款及び会社規則に定める会社の責任の免除又は制限に関する一切の規定は、自己の職務を遂行中の会社の使用人並びに運送のために会社が使用する航空機の保有者及び自己の職務を遂行中のその使用人に対しても適用します。会社の使用人に対して請求できる賠償総額は会社の約款上の限度額を越えないものとします。

第 29 条（損害賠償請求期限及び出訴期限）

(A) (損害賠償請求期限)

1. 貨物の引渡を受ける権利を有する者が異議を述べないで貨物を受取ったときは、貨物は、反証がない限り、有効な状態で、かつ、運送契約に従って引渡されたものと推定します。
2. 貨物に破損、毀損があった場合には、その受取の日から 14 日以内に、遅延があった場合には、その貨物の引渡を受ける権利を有する者がその貨物を処分することができた日から 21 日以内に、滅失又は紛失（引渡不能の場合も含みます。）があった場合には、航空運送状の発効日から 120 日以内に、当該貨物の破損、毀損、滅失又は紛失が発生したおおよその日時及び賠償請求の明細を明確に記載した書面を会社の事務所に提出しなければ、いかなる損害賠償請求も認められません。
3. 人の死傷に係る損害賠償請求を除き、前号に定める以外の全ての損害賠償請求は、航空運送状の発行の日から 270 日以内に文書によりなされなければなりません。

(B) (出訴期限)

貨物の責任に関する会社に対する訴は、損害賠償請求を提起することとなつた事故の発生後 2 年以内に提起しなければならず、その期間の経過後に提起することができません。

第30条（法令違反条項）

航空運送状、貸切契約又はこの約款及び会社規則に定める規定が適用法令等に違反し無効とされる場合でも、当該規定は、それらと抵触しない範囲内において依然として有効です。ある規定が無効となっても、その他の条項に影響を与えるものではありません。

第31条（改訂及び権利放棄）

会社の使用人は、荷送人との貨物の運送契約又はこの約款及び会社規則のいかなる規定をも変更若しくは改訂し又はいかなる権利をも放棄する権限を有しません。

附則

第1条 適用期日

この約款は、2026年5月19日以降に開始される国際貨物の運送に適用します。